

# 持続化給付金申請の無料相談会

## (期間延長)

5月13日～29日まで「なはんプラザ」で行った相談会を、会場を「花巻商工会議所」に移して延長開催します。

持続化給付金は、電子申請により国に直接申請することとされています。

花巻商工会議所(☎23-3381)では、市の委託により設置する相談窓口で申請に関する相談やお手伝いを行います。

申請手続きに不安がある方は、お気軽に相談窓口をご利用ください。

**期 間：6月1日(月)～6月26日(金) 土・日除く**

**<午前9時～午後4時>**

**場 所：花巻商工会議所**

※6月15日(月)～19日(金)は、下部記載の国のサポート会場となります。

### 対象

### 「持続化給付金」を申請できる方

今年のひと月売上が前年同月比で50%以上減少している事業者を対象に、中小法人等の法人は**200万円**、フリーランスを含む個人事業者は**100万円**を上限に、現金を給付するものです。様々な業種、会社以外の法人など、幅広く対象としています(医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など幅広く対象)。

**下記の必要書類をすべてご持参の上、ご来場ください。**

#### 中小法人の方は

- 確定申告書別表一の控え(1枚)
- 法人事業概況説明書の控え(2枚)  
(対象月の属する事業年度の直前の事業年度分)  
※少なくとも、確定申告書別表一の控えには收受印(e-Taxの場合は受信通知)が必要です。
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの  
(2020年〇月と明確な記載があるもの)
- 法人名義の口座通帳の写し  
(法人の代表者名義も可)

#### 個人事業主の方は

- 青色申告の場合：  
2019年分の確定申告書第1表控え(1枚)  
所得税青色申告決算書の控え(2枚)
- 白色申告の場合  
2019年分の確定申告書第1表控え(1枚)  
※少なくとも、確定申告書第1表の控えには收受印(e-Taxの場合は受信通知)が必要です。
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの  
(2020年〇月と明確な記載があるもの)
- 申請者本人名義の口座通帳の写し
- 本人確認書類(住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書)

※すべて電子申請のため、パソコンかスマートフォンが必要です。

### 国の申請サポート会場が設置されます！

国の申請サポート会場では、パソコン・スマートフォンがなくても、補助員が入力サポートを行います。パソコン・スマートフォンがない方は、この期間にご利用ください。

**日 時：6月15日(月)～19日(金) 午前9時30分～午後5時30分**

**場 所：花巻商工会議所 地下2階 会議室**

※必要書類は、上部記載の通りです。

※完全予約制となります。予約方法は花巻商工会議所へお問い合わせください。

**お問合せ・相談予約(完全予約制です) 花巻商工会議所(Tel 23-3381)**